

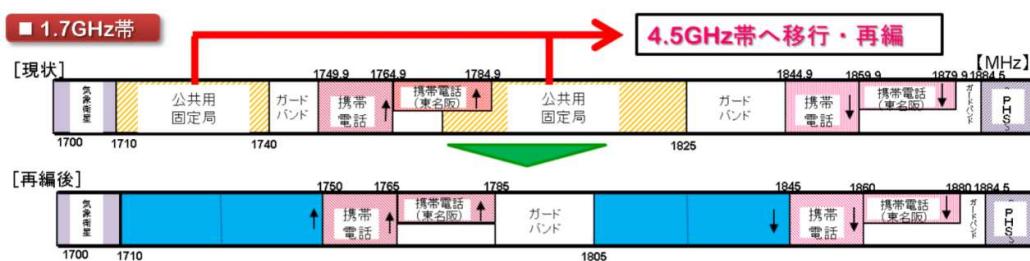
周波数再編と終了促進措置の概要及び実施の手順について

1. 周波数再編とは

1, 710～1,850MHzを使用する公共業務用無線局につきましては、電波法の周波数割当計画により、以下の図表のように移行先が定められており、1, 710～1,850MHzにおける使用期限は2025年3月31日と定められています。

【移行先の周波数】

4. 5GHz帯



※本図は、以下の総務省ホームページを参照して作成しています。

- ・第4世代移動通信システム

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/system/ml/mobile/4g/index.htm>

2. 終了促進措置とは

現在1, 710～1,850MHzでご利用中の公共業務用無線局について、2018年4月及び2021年4月に総務大臣から認定を受けた特定基地局の開設計画に基づき、沖縄セルラー電話、KDDI及び楽天モバイルの3社（以下、認定3社という）が費用の負担を行うことにより、上記の使用期限より前倒しして周波数の使用を終了し、新たな周波数帯への移行にご協力頂くための電波法の仕組みとなります。

3. 終了促進措置の実施期限とは

終了促進措置の実施期限は、2025年3月31日となっております。認定3社が認定を受けた開設計画では、2022年3月31日までに終了促進措置を完了する目標としておりますが、具体的な移行方法や移行時期につきましては、1, 710～1,850MHzを使用する公共業務用無線局を現在ご利用中の免許人（以下、「既存免許人」という。）様との合意が必要であり、今後、個別に訪問しご相談させて頂きます。

4. 終了促進措置の対象となる無線設備

1. 7GHz帯における終了促進措置の対象となる設備は、1, 710～1,850MHzを使用する公共業務用無線局の設備となります。

5. 認定3社が負担する費用

費用負担の主な範囲は、以下に示す内容のほか、終了促進措置に必要な費用となります。

- ① 設備取得費及びこれに附属する設備の取得に要する費用
- ② ①の設備変更の工事に要する費用（旧設備の廃棄に要する費用を含む）
- ③ 事業継続補償費用

なお、具体的な費用負担の範囲は、既存免許人様とご相談の上決定致します。

6. 認定3社が実施する手順

以下の手順で終了促進措置を実施します。

- ① 代替通信回線を整備して提供（無線設備の運用が停止する期間）
- ② 旧設備の廃棄
- ③ 移行先周波数帯の無線設備及びその附属設備を構築

なお、具体的な実施の手順は、既存免許人様とご相談の上決定致します。

以上